

社会福祉法人啓生会 定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人啓生会定款(以下「定款」という。)第41条の規定により法人の業務執行についての細則を定めることにより、評議員会の審議事項及び理事会の業務の決定事項並びに理事長及び業務執行理事の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 この法人は、定款第3条の規定による運営の原則に則り、社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第3条 定款第11条の規定による評議員会の決議事項及び定款第27条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

- 2 定款第27条ただし書きの理事長の専決事項は、別表2のとおりとする。
- 3 規程、規則等の制定改廃に係る決定の分掌については、別表3のとおりとする。

第2章 評議員会及び理事会

(評議員会の招集)

第4条 理事長は、評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項(議題及び議案)を評議員及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(資料の提出)

第5条 理事長は、評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、原則1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第6条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(会議の議長)

第7条 評議員の議長は、出席した評議員の互選による。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれを行う。ただし、理事長が欠席のときは、出席した理事の互選による。

(開会及び閉会)

第8条 評議員会及び理事会(以下「会議」という。)の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第9条 会議における表決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員又は理事に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したもとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第10条 会議の議長は、議決権を有する。

(議事録等)

第11条 会議の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席者氏名
 - (4) 評議員総数(定数)又は理事総数(定数)
 - (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
 - (6) 議事録署名人(2名の選出。評議員会のみ。)
 - (7) 議案
 - (8) 議案に関する発言内容(発言者氏名も明記)
 - (9) 議案に関する表決結果
 - (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- 2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監 事

(理事会への出席)

第12条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決に加わることはできない。

(理事会への報告義務)

第13条 監事は、理事が不正の行為をしたとき、理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、法令・定款に違反する事実があるとき及び著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集請求)

第14条 監事は、理事に前条に規定する事実があると認められるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる。

2 前項に規定する請求を行ったとき、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会への報告義務)

第15条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事の監査)

第16条 監事は、定款第20条第1項の規定に基づく監事監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認するとともに事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを評議員会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充等

(評議員又は理事の欠員補充)

第17条 評議員又は理事に欠員が生じた場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第18条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の評議員会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 評議員及び役員又は評議員及び役員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 前項に規定する者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第20条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規定の廃止)

2 社会福祉法人啓生会定款施行細則(平成 29 年 3 月 31 日施行)は廃止する。

別表1（第3条第1項関係）

評議員会要決議・理事会要決定事項一覧

決議事項・決定事項	評議員会での要決議	理事会での要決議
理事の選任・解任	○	
監事の選任	○	
監事の解任	○(特)	
理事・監事の報酬等の額	○	
評議員・理事・監事の報酬等の基準	○	
計算書類の承認	○	
事業計画・収支予算の承認	○	○(特)
定款の変更	○(特)	
基本理念・中期事業計画の制定・改廃	○	
法人の解散・合併	○(特)	
残余財産の処分	○(特)	
基本財産の処分・担保提供の承認	○	○(特)
社会福祉充実計画の承認	○	
臨機の措置	○	○(特)
規程類の制定・改廃	別表3記載のとおり	
評議員候補者の推薦・解任提案		○
理事長及び業務執行理事の選定・解職		○
事業報告・決算の承認		○
予算外の新たな義務の負担・権利の放棄		○(特)
事業計画・収支予算の提案		○
株主等としての権利の行使	○	○(特)
金銭の借入・財産の取得、処分等に係る契約 (軽微なものを除く。)		○
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集 その他の所轄庁等の許可を受ける事項		○
特定個人情報の取扱いに関する基本方針		○
公益事業に関する事項	○	○(特)
その他法人の運営に関する重要事項		○
		(事案に応じて特)

※「特」は特別多数議決を示し、決議、決定について、評議員又は理事の3分の2以上の多数を要する。

別表2（第3条第2項関係）

理事長専決事項一覧

No.	事 案	
一般・人事に関する事案		
1	理事会の招集及び議案の提出に関すること。	
2	予算の編成及び決算の調整に関すること。	
3	予算の流用・予備費の支出	
4	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲のもの。	
5	公示、広告に関すること。	
6	寄付の募集事務及び受領に関すること。	
7	債権の免除・効力の変更に関すること(1件10万円以下又は年計50万円以下)。	
8	法人の組織及び権限に関すること。	
9	第三者委員の選任	
10	職員の任免に関すること。	
11	職員の配置に関すること。	
12	有期契約職員の任免に関すること。	
13	職員の休暇・欠勤・職務免除に関すること。	
14	時間外職務命令及び旅行命令に関すること。	
15	職員の初任給に関すること。	
16	職員の昇給・昇給基準に関すること。	
17	職員の昇給・昇給決定に関すること。	
18	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。	
19	職員健康診断の実施に関すること。	
20	被服貸与に関すること。	
21	職員の研修に関すること。	
22	休職・復職・退職・育児・介護休業に関すること。	
23	職員の表彰、制裁、解雇に関すること。	
24	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関すること。	
25	利用者の日常の処遇に関すること。	
26	利用者の預かり金等の日常の管理に関すること。	
27	薬品、給食材料の処分に関すること。	
28	自動車の運行管理に関すること。	
29	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること。	
30	諸証明に関すること。	
31	金融機関を指定すること。	
法人収入に関する事案		
1	介護報酬・自立支援給付費・運営費等の収入に関すること。	
2	過誤納金の充当又は還付に関すること。	
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること。	
4	受贈の承認・寄付に関すること。	
5	その他の収入に関すること。	
法人支出に関する事案		
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること。	500万円未満
2	請負契約又は委託契約に関すること。	1,000万円未満
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること。	1,000万円未満
4	分担金、負担金等に関すること。	
5	緊急を要する物品の購入(災害・故障関係に限定)	1,000万円未満

*専決議案であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

